

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和元年 6 月 24 日

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所
所長 宮下 武士

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、当管理所が予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1)水資源機構における平成 31・32 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2)営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3)当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1)参考見積書は作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2)提出期間 令和元年7月9日(火) から令和元年7月16日(火) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3)提出場所
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 所長 宮下 武士 宛
【担当】 管理課 審査係 松橋
〒276-0028 千葉県八千代市村上3139
TEL047-483-0722 FAX047-483-0709
- (4)提出方法
書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

- (1)基本条件
 - ① 本歩掛参考見積は、成田用水改築事業土木材料単価等の実態調査を実施するために必要な技術者の員数等を見積もりするものとします。
 - ② 見積もりする員数は、単位数量当たりとし、数量の増減に伴う補正及び複数検討する場合の複合補正が必要な場合は、その補正方法を記載するものとします。

【例】

単位数量当たり歩掛に対する補正： $○○ \times n + \triangle\triangle$ （n:対象数量）

- ③ 見積項目は次表に示す区分別に「(2)作業項目、作業内容」毎に作成するものとします。

見積項目・区分一覧表

| No. | 項目 | 区分別 | 単位 |
|-----|-----|--------|----|
| ① | A資材 | (2)に記載 | 件 |
| ② | B資材 | // | 件 |
| ③ | C資材 | // | 件 |

- ④ 参考見積書の有効期間は令和2年3月31日までとします。
 ⑤ 参考見積書の提出年月日を記入するものとします。

(2)作業項目、作業内容

① A資材

| 作業項目 | 作業内容 | 作業数量 |
|------|--|-----------|
| A資材 | 調査に図面を必要としない資材 簡単な聞き取り調査で速やかに調査結果が得られるような建設物価及び積算資料等の資料掲載品目に準ずる標準品。(一般に流通している資材) 同一品目10規格程度以下の調査を行う場合。 | 1件 当たり |

② B資材

| 作業項目 | 作業内容 | 作業数量 |
|------|--|-----------|
| B資材 | 基本的に調査に図面を必要としない資材 調査地域への実地調査を伴うなど、簡単な聞き取り調査だけでは速やかに調査結果が得られない、建設物価及び積算資料等の資料掲載品目に準ずる標準品。(一般に流通している資材) 同一品目10規格程度以下の調査を行う場合。 | 1件 当たり |

③ C資材

| 作業項目 | 作業内容 | 作業数量 |
|------|---|-----------|
| C資材 | 指定図面にに基づく仕様で調査を実施する資材。 類似品の市場情報を応用するなど、簡単な聞き取りでは調査結果が得られない資材。 同一品目10規格程度以下の調査を行う場合。 | 1件 当たり |

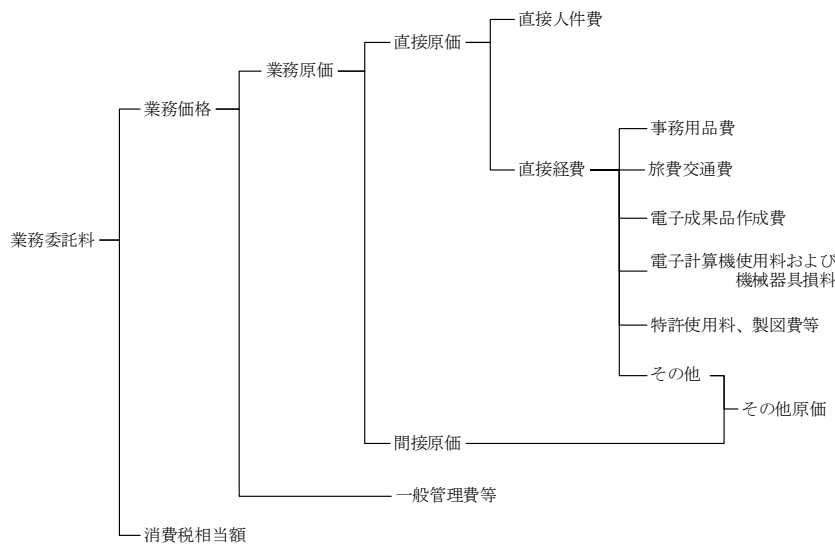
※補正等が必要な場合については、作業項目毎に基準歩掛及び補正等を明記するものとする。

- ① 調査の実施は、機構が実態調査に必要な資料等による調査依頼を行い、依頼を受けてから30日以内に結果を報告するものとする。
 ② 受注者は、調査において、流通状況及び当該地区への持込可能な生産メーカー、販売業者(大口需要に応じられる者)の納入実績等について調査を実施の上、調査価格の適正を判断するものとする。
 ③ 調査価格は、現場持込価格を原則とし、物価調査資料と同一基準により算定するものとする。
 ④ 調査価格は、「消費税抜き」の価格を報告するものとする。

(3)業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料(調査等編)」(以下「基準書」という。)によるものとします。
 ② 歩掛参考見積の徴取範囲は基準書で定義されている直接原価のうち、上記(2)「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者の人数等を徴取します。

(参考) 積算体系



(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「平成31年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和元年6月24日（火）から令和元年7月5日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3)に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和元年7月9日（火）から令和元年7月16日（火）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. 貸与資料等

本作業内容を実施するための貸与資料等は以下の通りとします。

- (1) 調査に必要な図面等
- (2) その他、調査職員が必要と認めた資料

9. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

10. その他

この歩掛参考見積を御提出頂いたことで業務等の指名、若しくは競争参加資格をお約束するものではありません。

(別紙)

見積書作成例

① A資材

| 見積項目 | 単位 | 歩 掛 | | | | | | 補正率 |
|------|----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 技師長 | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 | |
| A資材 | 件 | | | | | | | |

各調査には、計画、調査、集計・分析及び審査、報告書作成までの内容を含む。

② B資材

| 見積項目 | 単位 | 歩 掛 | | | | | | 補正率 |
|------|----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 技師長 | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 | |
| B資材 | 件 | | | | | | | |

各調査には、計画、調査、集計・分析及び審査、報告書作成までの内容を含む。

③ C資材

| 見積項目 | 単位 | 歩 掛 | | | | | | 補正率 |
|------|----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 技師長 | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 | |
| C資材 | 件 | | | | | | | |

各調査には、計画、調査、集計・分析及び審査、報告書作成までの内容を含む。

以上